

# 光仁・桓武王権の 国境政策に関する一考察

A Study of Policies on National Borders  
of the Government of Emperors Konin and Kammu

山中 章

YAMANAKA Akira

はじめに

- ①北の海峡を越えた土器
- ②喜界島へ渡った土器
- ③慰勞詔書書式の変遷にみる桓武朝の対蕃外交
- ④桓武王権の対外政策

おわりに

## 【論文要旨】

八世紀後半から九世紀前半にかけて、光仁・桓武王権は東北蝦夷の「反乱」に対し、大規模な軍事行動を起こした。いわゆる三十八年戦争である。王権は軍事的・政治的拠点として胆沢城、志波城、徳丹城を建設した。同じ頃、渡島（北海道）でも列島との関係に大きな変化が生じていた。

石狩川流域の千歳市、恵庭市、江別市などの道央部の遺跡から、渡島では生産されなかった須恵器を伴う遺跡が出現するのである。北海道式古墳と呼ばれる墳墓の出現もまた同時期であり、副葬品に須恵器が伴うほか、渡島では例のない隆平永寶や銅碗が埋納されるのである。当該期に道央部にいた勢力の一部が列島の王権と深いつながりを持っていたことを証明する考古資料であった。これらがもたらされた経路として注目されるのが、当時の渡島との交渉の窓口とされた秋田城であった。そこで、秋田城から出土する須恵器と渡島のそれとを比較すると、相当数の須恵器にその可能性を指摘することができた。さらに、ごく少量ではあるが、当時の王権の所在地であった長岡京で使用されていた須恵器が渡島にもたらされていた事実も指摘できた。秋田城を経由してもたらされた可能性が高く、光仁・桓武王権は渡島の特定勢力との間に関係を結び、「威信財」として都の須恵器杯（盃）を与えたと解釈した。

同じ時期、南西諸島に所在する喜界島に公的性格の強い施設が建設される。律令国家創設時以来「朝貢」を求めてきた島々を支配するための拠点を設置したものと理解した。近世に至るまで南北の国の境と意識されてきた地域におけるこうした動向こそ、王権による「国境」の確定政策の反映であると考えた。

一方、光仁・桓武王権は蕃国との唯一の外交文書である慰勞詔書の書式を変更・確立する。律令国家の支配領域を明示することによって、蕃国に君臨する「帝国」の姿を鮮明にしたのであった。

これまでの研究によって、光仁・桓武王権は奈良時代から平安時代へと、律令国家の転換点をなした重要な王権であったことが知られてきた。本稿では、当該王権が、外交政策においても、その後の「日本」を規定する支配空間の確定という一大事業をなしたことを明らかにした。

【キーワード】 光仁・桓武王権、国境、三十八年戦争、東北蝦夷、渡島、喜界島、須恵器杯A、焼塩壺